参考資料３－２

(H30.4.23)

標準書式への私見(メモ)　　2017.09.17　髙橋　滋

○　共通項目として不適切・不要な項目以外は、一括入力処理の可能となるように共通欄に盛り込む。ただし、一定の項目については、自治体の判断に基づき選択しないこと認めるとともに、当該項目については、記入者側に記入不要なことが分かるよう、網掛け・塗りつぶし等の措置を施すべきである。

○　一括入力を可能としつつ個人情報を保護する観点から、共通欄中の未選択項目については、入力欄を塗りつぶし、記載内容が職員に判読できないよう、禁則処理を実施すべきである(以上、共通欄)。

○　独自の事項を追加することを認める場合にも、電子入力を可能とすべきである。例えば、原則、不表示の禁則処理を実施し、追加が選択された事項の不表示処理を解除することが考えられる(追加欄)。

【網掛け項目は記入不要】の説明。網掛け等は禁則処理。一括入力されても職員は判断不能

共通欄(表面)のイメージ

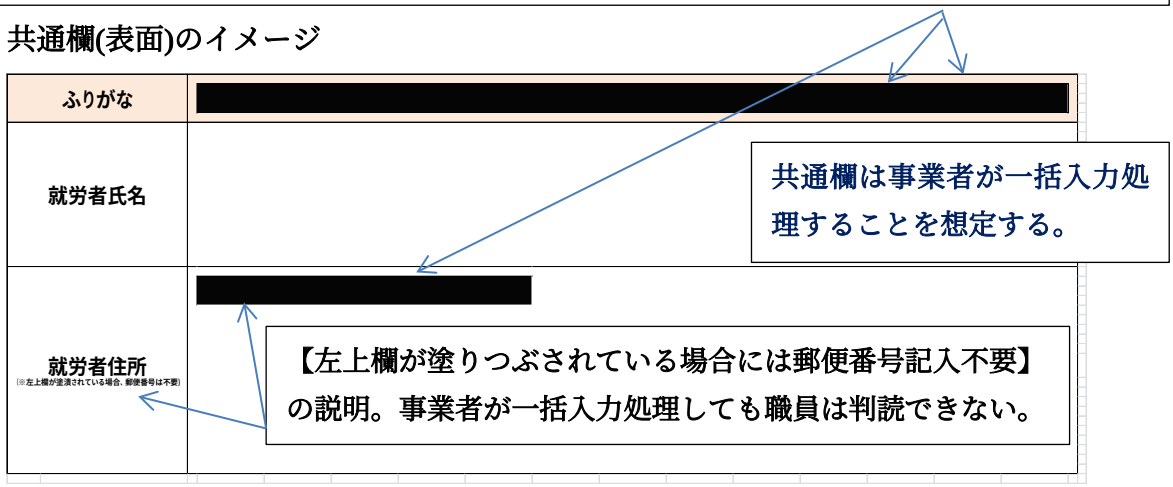

追加欄(裏面)のイメージ(事前アンケートを実施し、全ての追加項目に対応可能とする)

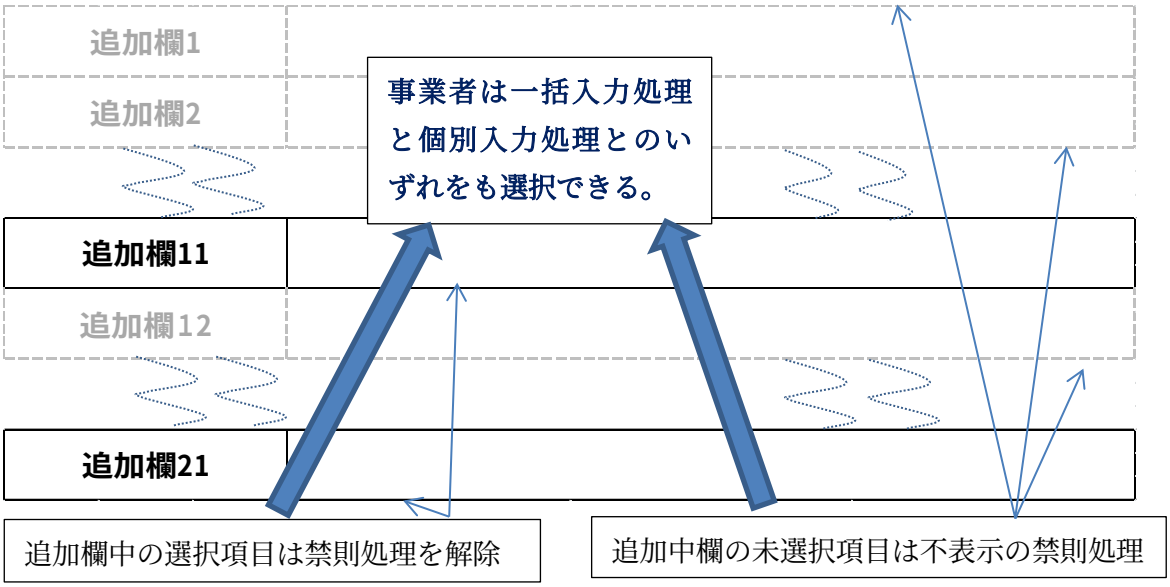

標準書式を普及させ、かつ、個人情報保護を徹底する観点から、禁則処理は、内閣府が、自治体の希望を踏まえて実施し、処理済みの書式を自治体に送付することが望まれる。